

2019年10月27日(日) 15:00-17:00【第1会場】824教室(甲南大学)

I. 政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー -永見瑞木『コンドルセと〈光〉の世紀: 科学から政治へ』(白水社、2019年)を読む-

世話人: 小田川大典(岡山大学) 安武真隆(関西大学)

司会: 安武真隆(関西大学)

報告者: 越智秀明(東京大学) 隠岐さや香(名古屋大学) 森村敏己(一橋大学)

討論者: 永見瑞木(大阪府立大学)

参加者数: 30名

近年の啓蒙研究では、いわゆるリヴィジニズムの影響の下、「人間の理性を無条件に信奉した主知主義」といった啓蒙理解が後退し、様々な形容詞を伴って語られる啓蒙や、啓蒙の複数性、重層性が提起されるなど、歴史研究としての啓蒙理解の「拡散と融解」が進んでいる。と同時に、概念としての啓蒙の単純化も進行している(犬塚元「序論」犬塚元編『岩波講座 政治哲学2 啓蒙・改革・革命』岩波書店、2014年、壽里竜「啓蒙の複数性と公共圏」、政治思想学会2019年度シンポジウム3「啓蒙と公共圏」での報告)。以上のような動向を踏まえ、本セッションでは、従来、人間理性への信仰に基づく楽観的進歩主義者と理解されることの少なくなかった革命期の思想家、コンドルセに対して、「漸進的な改革者」という新たな像を提示した永見瑞木『コンドルセと〈光〉の世紀』(白水社、2019年)を手がかりに、18世紀フランスにおける啓蒙と革命の政治思想について再考した。

本セッションでは、まず新進気鋭のフランス政治思想研究者である越智秀明氏(『『寛容論』の戦略: ヴォルテールの共和国再考(一七六〇-一七七四)』『国家学会雑誌』2019年)に本書の概要と論点提示をしてもらい、続いて『科学アカデミーと「有用な科学」—フォントネルの夢からコンドルセのユートピアへ—』(名古屋大学出版会、2011年)で知られる隠岐さや香氏、『名誉と快楽: エルヴェシウスの功利主義』(法政大学出版局 1993年)等で知られる森村敏己氏からも、それぞれの観点から本書について問題提起論をしてもらった。そして最後に著者、永見氏からの応答を踏まえ、フロアも交え更なる討論を進めることとした。

まず越智秀明氏は、公教育論をめぐる永見氏の2007年論文とコンドルセの政治秩序構想を扱った本書を合わせて読むことによって、コンドルセの全体像が見えたとし、本書で展開された政治秩序構想の要諦を「人民全体の参加を促しつつ、民衆運動などに見られる、その直接的なエネルギーの暴発を制御しうるような精緻な制度[多段階的な議会構造]の確立により、人民の平等な意志表明のための道を開こうとした」(11頁)点に求める。

続いてコメントとして、1)本書が主張する「漸進主義的な改革者」という理解が既に主流となっており「楽観的な進歩主義者」という見方は過去のものではないか、2)コンドルセに対するアメリカのインパクトに注目した点が本書の最大な特徴であるが、それ以外の地域への目線はどうか。3)状況の変化に妥協したコンドルセ、という像に関連し、土地所有を政治

参加の条件としなくなり、公共精神の普及に期待する革命後のコンドルセの立論は、自由で独立した政治主体と土地所有者とを結びつけてきた伝統的考えを克服するだけの説得力を持つのか、むしろ革命への妥協ではないか、4)本書が到達点とした憲法構想は、当時の対外戦争の危機感に規定されている点で状況応答的なものではないか、5)革命の前後の連続性を強調する本書の解釈は、革命前後の政体の変更についてのコンドルセの評価の変化と整合するか、などが提起された。さらに 6)遵法義務と異論表出権の両立というコンドルセ解釈について、一回的不可逆的な悪法や、良心に反する命令に対してはいずれが優先されるべきなのか、7)コンドルセが提唱する地方議会の現実性について、啓蒙されていない民衆の影響力を代表民主政・地方議会が抑えられるとする具体的な仕組みをどう考えていたのか、なども提起された。

続いて隠岐さや香氏は、本書の魅力を、政治制度に関する膨大な著作を丹念に読み解き、従来は非現実的と評されることの多かったコンドルセの思想を、「流動的」な秩序観と「集合的理性」への信頼に支えられた独創的な代表民主政構想として提示した点にあるとし、コンドルセが、イギリス・モデルを党派性の温床として退け、アメリカをモデルとしつつ、広い国土に散らばる市民一人一人の知識を持ち寄る仕組みとして投票・代表民主制を支持したことを指摘した点に着目する（『ふらんす』2018年6月号掲載の書評も参照）。本書に対するコメント・質問としては、1)コンドルセにおける社会数学（投票行動についての数学的議論）と政治秩序構想との連続性について、特に「集合的理性」についての記述は、数学的根拠を持つものとして、具体的には、社会選択論の近年の成果とも通じる「陪審定理」（大数の法則の応用）として後に知られた議論に基づいて、展開されているのではないか。2)コンドルセの「集合的理性」とルソーの「一般意志」概念との異同について、社会的選択論では、コンドルセの「陪審定理」に準じてルソーの「一般意志」を解釈する傾向にあるが、意志と理性とを区別するコンドルセと、ルソーとの概念的差異や重なりについては十分に関心が払われていない。この点についてどう考えるか。3)コンドルセの投票行動（フランスの思想史的文脈）は、真理の追求とそのため的情報集約手段として理解でき、集権的色彩が強いが、他方で、穀物の自由化論争も含め、スミス流の分権的な自由市場の議論（アメリカを中心とする20世紀の社会的選択論とも親和的）にも通じていたと思われる。そうすると、彼の政治秩序構想における市場の位置づけはいかなるものだったのか。

最後に森村敏己氏からは、次のようなコメントがあった。1)本書のタイトル「光の世紀」という訳語の選択については、Lumiere とドイツ語や英語との異同を明確にし「啓蒙」概念の多様化や拡散を回避する点で、賛同する面もあるが、近年の「啓蒙」観には、特定の哲学的理念であるよりも、人々の境遇改善を目指し、そのため的手段として柔軟で実践的な改革を求めた思想運動とする見方も有力で、「啓蒙」という言葉をあえて避ける必要があったのか。またヒュームやルソーなど他の18世紀の思想家の中で比較すれば、公教育の普及を重視し、

民衆の直接行動を警戒したコンドルセは、比較的理性を重視した思想家だったとは言えるのではないか。2) コンドルセの身分制原理への批判に基づく社会構想は、全員に開かれた政治社会を志向しており、社団よりも個人を重視しているが、当初言及されていた土地所有などによる政治的権利行使の資格制限は、固定的なものか、あるいは、将来的には排除される人間が減少していく展望を持つのか。公教育の重視がそのような線で理解できるとして、富の不平等や経済的格差を縮小する展望や、無産者の境遇改善など経済的条件は課題にならないか。また、コンドルセが「裕福な非土地所有者」を排除する理由、具体的に想定されているのが金融業者や徴税請負人だとすると、彼らが土地を購入し領主化していた社会史の実態にそぐわないのではないか、また土地を持たない日雇い労働者は考慮されているのか。

3) モンテスキューをイギリス国制と二院制に引きつけて解釈している点は、時代状況やコンドルセの戦略的な判断が反映されており、モンテスキュー解釈としては不正確で、そのような解釈の意図や効果が問われる。確かに、複数の社団・中間団体の存在を前提とするモンテスキューの立論は、権利において平等な市民を前提とするコンドルセとは相容れない。とはいえ、立法権を持つ国民議会への権力集中を防ぐために地区議会に大きな役割を与えるコンドルセの構想は、モンテスキューの「権力分配論」の発想を引き継ぐものではないか。また普遍的に通用する「正しい」政治制度を拒み、漸進的な改革により習俗や一般精神を徐々に変化させるモンテスキューの姿勢は、単純な理性主義者でなかったとするコンドルセ理解と重ならないか。4) 当時の小麦粉戦争について、チュルゴの自由化政策に反対する民衆暴動は、コンドルセの全ての人々に開かれた社会を目標とした漸進的な変化という構想にとって、深刻な試練であったはず。目の前に生じている暴動への対処と、長期的な展望との間の矛盾・対立は、コンドルセの構想の対立が直面する困難を浮き彫りにしている。

以上のコメントに対して著者の永見瑞木氏は、1) コンドルセの集合的理性とルソーの一般意志、啓蒙の概念、2) 商業社会をどう見ていたのか、3) モンテスキューとの比較に分けて応答した。

1) 最近の啓蒙研究との親和性については確かにその通りではあるが、カリカチュアされた通俗的コンドルセ像の克服が本書の当面の狙いであった。フランス啓蒙の第三世代、革命へと繋がるコンドルセという見方から距離を置くために「光の世紀」という表現を使い、革命前の時代、アメリカとの関係、古代以来の政治学史の伝統との関連など広い文脈で見ることで、知の普及により既存の社会制度を改善しようとしたコンドルセを捉えようとした。確かに理性重視という面もあるが、現実の人間の知性の限界は意識しつつ、そういう限界のある人々を動員していくために必要な制度設計のあり方が彼の問題関心である。「集合的理性」については1792年の論考にのみ登場し、抽象度が高く、ルソーが意識されているように思われるし、同時代にパンフレットにも「一般意志」の言葉は登場する。コンドルセが、意志ではなく集合的理性を主張するのは、恣意性を排除すると同時に、個別の理性を制約するた

めでもあり、「陪審定理」と整合する形で論じられてもいるが、既存の議会が誤りうる可能性に対する批判の原理として働く契機として用いられたのではないか（議会だけが多数者の集合的理性を体現している訳ではない）。

コンドルセの関心は地方、行政組織の方からの改革を志向していたので、一般的な立法を施行するルソーとは問題関心がズレているが、バラバラに散在している多数の意見を集約していく点で、ルソーの「一般意志」に似ている面もある。ただし、討議と決定を区別しているので、討議民主主義とは異なる。コンドルセの主たる関心は、他人の意見に左右されずに独立した意思決定ができる、あるいは身分的偏見が決定に影響を与えないような環境設定や、議会が党派精神や癒着に左右されないような制度工夫にある。規範としては、自然権がしばしば登場し、革命期には人権宣言という形で明文化される。公正さ、「信じる根拠」決定に対して何故信頼が置けるのか、それを問うという姿勢を、彼は重視している。デイドロの「一般意志」概念との近さについて、コンドルセの場合は「人類の意志」のような普遍性はなく、一定の政治社会を想定した議論で、その中で議会をどう作るのか、という制度的志向が働いているように思われる。

2)身分制原理、商業社会・市場、土地所有の問題は、本書では手薄な部分ではあるが、土地所有という条件による政治参加資格の選別は固定化を想定しておらず、社会の流動性により土地所有の将来における平等化を見据えていたのではないか。コンドルセは土地所有の政治的問題については、チュルゴーの影響もあり、土地所有者こそが真の市民であるという見方を随所で表明していた。しかし同時に労働や資本、動産も視野に入れており、新たな金融業者や徴税請負人の中に富が集中することへの懸念があり、彼らの排除というよりも、その影響力が過大にならないようにしたい、という発想があった。税制問題については本書では十分に扱えなかったが、フィジオクラートに近く単一の土地税を志向していた面もあったが、1790年代に入ると塩税改革や、累進課税的な視点もあった。貧困問題への関心もあり、法制度の改善での解決、労働を通じて所得を得ることで、この問題を解決していくのが基本路線である。この他、公的社会保険についての議論もある（死亡率や寿命の確率計算などを使って、老齢年金、貯蓄基金などを具体的に構想）。土地の強制的分配という発想はないが、穀物取引についての自由化の頃から、取引・商業の自由によって、ある程度の平等の達成を目指している。

3)モンテスキューとの距離について、本書におけるモンテスキューは、同時代に理解されたモンテスキューを前提にそれをコンドルセがどう反発したか、という論じ方になっていた。正・不正を語らないことに対する不満がモンテスキューに対してあり、そうであるが故に、自然権に拘った。権力分配論については、コンドルセの立論もモンテスキューの発想を引き継いでいる、という理解・批判は同時代にもあった（ラマール『均衡論』）。

フロアからは、デイドロの人類意志、ルソーの一般意志との関連、土地所有者に対する評価と特定のバトリへの執着との関連、数学者的に絶対的に正しい真理の存在が予め想定され

ていたのか、本書の伝記的アプローチの意味などについて、質問や情報提供がなされた。(文責：安武真隆)